

一般社団法人日本カラーヒーリング協会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、一般社団法人日本カラーヒーリング協会と称します。

第2条（事務所）

本会は、事務所を東京都港区南青山 2-2-6-1101 に置きます。

第3条（目的）

本会は、次の各号の達成を目的とします。

- ① 「色彩心理」に関する知識と実践力を体系的に学び、健康で豊かな社会を実現させる人材を育成します。
- ② 「色彩」に関わるマーケットの健全なる成長を促進し、色彩心理の普及啓発を通して、豊かで健康な社会及び生活の創造に寄与します。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行います。

- ① 「色彩心理」「カラーヒーリング」の正しい知識と実践普及活動
- ② 「色彩心理」「カラーヒーリング」に関わる人材育成、検定、資格認定
- ③ 会報誌などの発行
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（種別）

本会の会員は、次の4種類とします。

- ① インストラクター会員：本会の目的に賛同し、「日本カラーヒーリング協会認定インストラクター」の資格を取得しているもの。
- ② 正会員：本会の目的に賛同し、「カラーヒーリング・アドバイザー」の資格を取得しているもの。
- ③ 一般会員：本会の目的に賛同し、かつ、有料研究会などに参加を希望するもの。
- ④ 準会員：本会の目的に賛同したもの。

第6条（入会手続き）

本会に入会を希望する場合は、本会の Web サイトにおける所定の手続きにより入会申込書を協会事務局に提出し、理事会の承認を受けなければなりません。また、入会后入会申込み時の記載事項に変更

が生じた場合には、速やかに届け出る必要があります。

第7条（入会金）

本会の入会にあたり、下記のとおり入会金を定めます。

- ① インストラクター会員、正会員：2万円
- ② 一般会員、準会員：無料

第8条（会費）

本会の会員は、次項に定める年度ごとに次の区分に応じた月会費1年分を協会に前納します。ただし、年度の途中入会の場合は、入会日より起算し当該年度の残月数分前納します。

- ① インストラクター会員：1千円/月
- ② 正会員、一般会員：500円/月
- ③ 準会員：無料

第9条（会員期間および更新）

本会の会員の会員期間および更新に関し、次のとおり定めます。

- ① 当協会が会員として承認した日の当該年度の12月31日までを、会員期間と定めます。
- ② 前項期間満了前に、会員が更新のための所定の手続きを完了した場合は、会員期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条（会員資格の譲渡禁止等）

会員資格を、第三者に譲渡することはできません。また、相続等により第三者が承継することもできないものとします。

第11条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、その資格を失うものとします。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 本会の解散
- ④ 除名

第12条（退会）

会員は、本会に対し、所定の退会届を提出したうえ、理事会の承認を得て退会できるものとします。

第13条（除名）

会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、理事会の議決により除名することができます。

- ① 会費を滞納したとき。

- ② 本会の規約および、規定、規則等に違反したとき。
- ③ 氏名、現住所などの個人情報を偽った場合、およびそれが発覚した場合。
- ④ 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- ⑤ その他本会の会員として、ふさわしくない行為をしたとき。

本会が前号により会員を除名する場合、会員に対してその旨通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、会員に通知が通常到着すべき時に通知がなされたものとみなします。

第14条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及び、その他の抛出金品は、これを返還しません。

第15条（会員の自己責任）

会員の活動に際しては、自己の責任において行動するものとし、会員は、いかなる事故・トラブル・損害においても本会に対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。

第3章 理事会

第16条（構成）

理事会は、理事をもって構成します。

第17条（種類及び開催）

理事会の種類と開催に関し、次の各号のとおり定めます。

- ① 理事会は、通常理事会と常任理事会の2種類とします。
- ② 通常理事会は、毎年1回開催するものとします。
- ③ 常任理事会は、理事長、理事をもって構成します。常任理事会は、理事長の招集によって、開催できるものとします。

第18条（召集）

理事会は、理事長が召集するものとします。

第19条（議長）

理事会の議長は、理事長、および、理事長が指名した理事がこれにあたります。

第20条（定足数等）

理事の過半数の出席、または、議長への委任状をもって成立するものとします。

第21条（議決）

理事は、理事会の過半数（委任状数を含む）をもって決し、可否同数のときは、常任理事会一任とし

ます。

第 22 条（委任）

この規約に定めるもののほか、本会の必要事項は、理事長が定めるものとします。

第 4 章 財産および会計

第 23 条（財産の構成）

本会の財産は、次にあげるものをもって構成します。

- ① 入会金、および会費
- ② 寄付金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ その他の収入

第 24 条（財産の管理）

本会の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別途定めます。

第 25 条（経費の支弁）

本会の経費は、財産をもって支弁します。

第 26 条（事業計画および予算）

事業計画および、これに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において過半数以上の承認を得るものとします。

第 27 条（事業報告および決算）

本会の事業報告および決算は、理事長が事業報告、収支決算書を作成して、理事会の過半数以上の承認を得るものとします。

第 28 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わるものとします。

第 5 章 事務局

第 29 条（設置等）

本会の事務処理および、会務の執行を円滑に進めるため、次の通り事務局を設置します。

- ① 事務局は、理事長が運営を行います。
- ② 事務局は、事務局長を置きます。
- ③ 事務局長は、理事長が任免します。

第6章 規約の変更および解散

第30条（規約の変更）

常任理事会の過半数の議決を経て、理事会の3分の2以上の承認を必要とします。

第31条（解散）

常任理事会の過半数の議決を経て、理事会の3分の2以上の承認を必要とします。

第32条（残余財産の処分）

本会の解散に伴う残余財産は、常任理事がこれを議決するものとします。

附 則

1. 本規約は、2009年1月1日より施行する。
2. 本規約は、2009年12月10日より、一部改定施行する。